

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第101回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和8年1月19日（月）10：00～10：25

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、
滝澤 光正、巽 智彦、三浦 佳子、若林 亜理砂

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

（情報流通行政局郵政行政部）

牛山 智弘（郵政行政部長）、廣瀬 照隆（郵便局活用課長）

（事務局）

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第4 議題

諮問事項

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可【諮問第1273号】

開 会

○佐々木分科会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第101回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員8名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は諮問事項1件でございます。諮問第1273号「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○廣瀬郵便局活用課長 総務省郵便局活用課課長の廣瀬と申します。よろしく御願いたします。資料101-1に従いまして、御説明させていただきます。

1ページ目は諮問書で、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から、先ほどお話のあった交付金及び拠出金の額等について認可の申請がございました。申請の内容を見たところ、関係規定に適合していると認められることから、認可を行いたいと考え、諮問するものです。

申請内容の中身につきましては、2ページ目以降に記載しておりますが、別に準備した資料101-1-2に沿って御説明いたします。交付金・拠出金制度の概要をまず簡単に説明いたしまして、今回申請された交付金・拠出金の額等、それから日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命による不可欠な費用の按分について説明させていただきます、最後に交付方法と徴収方法について、説明したいと思います。

27ページ目、交付金・拠出金制度は機構法の第18条の2第3項及び第18条の3第3項に規定されております。上部の枠内にありますように、一般的には「郵便局ネットワーク維持の支援のための交付金・拠出金制度」と称しております。こちらの制度ですけれども、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的・継続的な提供を確保するために、平成30年6月に制度創設され、平成31年4月から運用を開始しております。郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、不可欠な費用を関連銀行及び関連保険会社から徴収し、日本郵便に交付する仕組みになっており

ます。

下部の絵の上段を御覧ください。平成30年度までは、郵便局ネットワークの維持コストは、日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の「民・民」の契約で決定していたところ、平成31年度以降、制度運用開始後は、不可欠な費用は交付金・拠出金制度で賄い、それ以外の費用は「民・民」の契約で決定することとなっております。

上部の枠内の上から3つ目ですけれども、機構、先ほど申し上げた独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構でございますが、この機構が年度ごとに交付金の額及び算定方法、拠出金の額及び徴収方法について、総務大臣の認可を受けなければならないという法律の定めがございます。総務大臣は当該認可をしようとするときは、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問しなければならないとされております。これが交付金・拠出金制度の概要でございます。

28ページ目は、令和8年度における交付金・拠出金の額等の認可申請の中身でございます。一番上の表の令和8年度の認可申請の欄にありますように、まず不可欠な費用の額としましては4,630億円、令和7年度の額と比べると115億円増加しております。次に、拠出金の額につきましては、ゆうちょ銀行が2,740億円、かんぽ生命が595億円となっております。それぞれ令和7年度の額から109億円、18億円それぞれ増加しております。最後に、交付金の額ですけれども、こちらは3,334億円となっており、令和7年度と比べまして、127億円の増加となっております。

その下が交付金・拠出金の額の計算方法を記載したものでございます。一番上にありますように、まず不可欠な費用を算定し、その不可欠な費用に機構の事務費を加えることで按分する費用が確定いたします。その上で、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命における郵便局ネットワークの利用度合等に応じてこれらの費用を按分し、ゆうちょ銀行の拠出金の額とかんぽ生命の拠出金の額を算定します。これらの拠出金の額の合計から機構事務費を控除し、交付金の額を確定することになっております。

29ページです。まず、不可欠な費用の額の算定方法について御説明いたします。

「法律の概要」にあるとおり、不可欠な費用の額は総務省令で定める方法により算定した額と規定されております。具体的には、「省令の概要」にあるとおり、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、①及び②の費用を合計する形となっております。

①は直営局約2万局にかかる費用、②は外に委託している簡易郵便局約4,000

局にかかる費用で、それぞれ別々に算出いたします。

まず、①の直営局にかかる費用につきましては、下の算定する費用の内容のところにありとおり、アからエの費用を合計する形になっております。アは人件費、イは賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用、ウは現金の輸送・管理に要する費用、エは固定資産税・事業所税になっております。先ほど、不可欠な費用が令和7年度から115億円ほど増えているとお話いたしましたでしたが、アの人件費と、イの賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用の増加が大きく影響しているものでございます。これから詳しく御説明いたします。

アからエの費用ですけれども、こちらの点線の中にありますように、あまねく全国において郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保できるように、郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局、すなわち2人で運用する郵便局により構成するものとした場合の費用を算定するとしております。

まず、人件費の算定方法ですが、管理者1名、窓口職員1名それぞれの人件費単価に直近の郵便局数を乗じて算定すると規定しております。また、その下に社員の長期休暇の取得に係る費用を考慮、とありますが、これは、今年から、各郵便局で社員が長期休暇を取得した場合に発生する代替要員の補充コストについても勘案するようにしたものです。115億円増えた不可欠な費用のうち、人件費も相応に増えており、これは人件費単価の上昇と、今言及した長期休暇の取得に要する費用の計上によるものです。

次に、賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用の算定方法ですが、不可欠な費用の115億円増加には、こちらの費用の増加も影響しております。費用増加の内容としましては、料金の値上がりによる水道光熱費の増加や、郵便局に設置する防犯カメラの費用の増加などがございます。

それから、②の簡易郵便局約4,000局にかかる費用の算定方法は、簡易郵便局各種窓口業務の受託手数料の基本額に、当該業務を受託している直近の簡易郵便局数を乗じて算定しているものです。

30ページ目、これらの算定方法によって算出した不可欠な費用の額、これを3社で按分していくという形になりますが、一番上、法律の概要のところにありますように、不可欠な費用の額、それから機構の事務費、これを郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の割合に応じて按分する形になります。

31ページ目は、具体的な按分について記載しております。個別の額は非公表に

しておりますが、按分の結果については、こちらに記載のとおりになっております。まず、真ん中に、按分の方法について書いておりますが、大きく言いますと、アの人件費、それからイの一部、具体的には窓口ロビーに関する費用は同じ按分比率で、それから、イの費用の余の部分とウ、エ、オの費用はまた別の考え方で按分していく形になっております。

まず、アの人件費、イのうち利用者の用に供するものの按分については、昨年度、審議会においても御議論いただきましたが、按分の考え方は、郵便、貯金、保険の各窓口にどれだけ利用が見込まれるのか、それぞれ郵便の利用単位数に郵便物の増減率を乗じたもの、貯金の口座数、保険の保有契約数に応じて按分することで算出しております。それから、イのその余の部分、その余の部分というのは窓口ロビー以外のバックオフィスに係る費用は、真ん中の段にありますとおり窓口業務の専有面積割合で按分しております。ウの現金輸送・管理に要する費用は、現金の受け払い額の度合で按分しております。固定資産税・事業所税は、職員の勤務時間の度合を基に按分しております。最後に、簡易郵便局における費用、こちらは委託費が郵便・貯金・保険のそれぞれに分割できるものなので、それぞれ分割している形です。

最後に、機構の事務費0.8億円がございしますが、これは今説明しましたアからオの費用を按分した額の合計額に応じて按分しているという形にしております。

32ページ目。具体的な交付金の額等の算定方法としましては、まず法律の規定としては、不可欠な費用の額から日本郵便に係る按分額を控除するという形になっており、申請の内容としては、交付金の額が3,334億687万3,900円になっております。ゆうちょ銀行、かんぽ生命それぞれに係る拠出金の額は、その下の絵に記載のとおりとなっております。

33ページに行ってください、次は交付金の交付方法と拠出金の徴収方法についてです。交付金の交付方法につきまして、まず交付金の交付手段については、日本郵便が申し出て機構が同意した日本郵便名義の金融機関の口座に、交付金を毎月分割払いすることと書いております。そのほか、交付金の交付期限であるとか、各月に交付する交付金の額、これは先ほどの交付金の額を各月に割ったものですが、それから安全管理措置、これらについて、申請書に記載されているものでございます。

拠出金の徴収方法についてもほぼ同様で、まず、(1)に拠出金の徴収手段というものがございしますが、こちらは関連銀行及び関連保険会社から、機構が指定する機構名義の口座に払い込むことにより徴収ということが記載されており、拠出金の納付期限はそれぞれ毎月15日、各月に徴収する拠出金の額、それから安全管理措置などが記載されております。

最後に、34ページは、機構の申請に係る審査内容について、概略を記載しているものです。ただいま説明した申請内容について、この表に記載の審査基準に基づき審査したところ、関係法令の関係規定に適合していると認められることから、申請のとおり認可することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能のほうに書き込んでいただけますでしょうか。チャット機能でお申し出ください。

では、先にちょっと私からよろしいでしょうか。毎年、少しずつ修正しながら、こういう形での認可を行っておりますが、今回の件に関しては特に私は問題ないと思っているのですが、非常に長期で見た場合、いろいろな環境の変化があり、例えば年賀状が減るとかネットでの連絡が増えるとか、そういった変化がある中で、多分こうした交付金とかに対する考え方というのも変えていかなければいけないときが来るのかなと思って話をうかがったので、意見というか感想になりますが、そのように感じました。

○廣瀬郵便局活用課長 ありがとうございます。御指摘のように、郵政事業を取り巻く環境というのが年々変化しておりまして、かつ変化の度合が御指摘のように早いのではないかと見込まれているところです。

それに関し、昨年度に御議論いただいて採用させていただきましたが、按分方法において郵便物の増減率を勘案するといった対処をさせていただきました。今後も環境の変化に応じて、うまく実情を反映できるような仕組みを検討していくことを、不断にやっていく必要があると我々も考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。そのほか、御意見などございましたら、チャットのほうにお願いいたします。ほかにもし御意見ございませんようでしたら、よろしいでしょうか。

○異委員 すみません、分科会長。一言よろしいですか。

○佐々木分科会長 どうぞ。異委員、お願ひいたします。

○異委員 私も内容に異存はないのですけれども、1つ、今後のことも含めてお教えいただきたいなと思ったのが、不可欠費用の中のウの現金の輸送・管理に要する費用というものに関してです。ほかのア、人件費ですとかイ、賃借料、工事費とか、あとオの簡易郵便局における費用などは、恐らく昨今の人件費ですとか、工事関係費用の全般的な値上がりに応じて変動することが予測できるんですけれども、現金

の輸送管理費用というのも、基本的には輸送管理に係る人件費ですとか、そういうものの割合が多いものなののでしょうか。要は、アとかイとかと同じように変動するものなのか、何かウはちょっと特殊な事情もあるのかと。その辺りが今後のために分かるとありがたいなと思いました。

○廣瀬郵便局活用課長 ありがとうございます。正確にはまた分析する必要があるものの、基本的に現金の輸送管理費用というのは、まず人件費等と比べてもあまり大きな割合を占めていないというのがひとつと、それから、トレンドとしては、現金の輸送自体は増えていくという形には恐らくならないものの、御指摘のように現金輸送に係る人件費とか、あるいは委託費とか、そういったものは単価が上がっていくというところにはなるので、横ばい又は微増のような形にはなろうとは思いますが、そもそも費用として大きな割合を占めていないので、交付金の額に大きな影響を及ぼすような要素にはなっていないと思います。

○異委員 ありがとうございます。若干気になる場所がありましたので、参考までにということで、大変よく分かりました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

それでは、ほかに御意見などございませぬようでしたら、諮問第1273号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の審議は終了しました。全体を通しまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かございますか。

○事務局(石井) 次回の郵政行政分科会は、令和8年2月18日水曜日、10時からオンラインで開催いたしますので、皆様方よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会